

社会福祉法人長井市社会福祉協議会常務理事職務権限規程

平成 30 年 10 月 10 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款（以下「定款」という。）第 21 条第 4 項の規定に基づき、常務理事の職務権限について定めるものとする。

(法令等の遵守)

第 2 条 常務理事は、法令、定款及び法人が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、定款に定める法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(職務権限)

第 3 条 常務理事の職務権限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、又は会長と分担のうえ、法人の業務を執行すること。
- (2) 会長に事故あるときは、代表権を除く会長の業務執行に係る職務を代行すること。
- (3) 事務分掌に基づき、職員の業務状況を監督すること。
- (4) 事業計画に基づき、事業の遂行を監督すること。
- (5) 予算執行状況を監督すること。
- (6) 別に定める長井市社会福祉協議会事務決裁規程に基づく事務決裁
- (7) 定款第 21 条第 5 項に定める理事会への報告

(規程の改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 10 日から施行する。